

報道発表資料の配付日時 11月25日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道青少年健全育成基本計画(素案)」に対する道民意見の募集(パブリックコメント)について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、北海道青少年健全育成条例に基づき策定する「北海道青少年健全育成基本計画」の第2次計画に係る検討を進めているところですが、当該計画を策定するに当たり、次のとおり道民の皆様からご意見等を募集することとしましたので、道民の皆様への周知について、ご配慮をお願いいたします。</p> <p>1 計画(素案)の名称 第2次 北海道青少年健全育成基本計画(素案)</p> <p>2 意見等の募集期間 令和元年(2019年)11月26日(火)から12月25日(水)</p> <p>3 計画(素案)及び参考資料の入手方法 (1) 北海道(環境生活部くらし安全局道民生活課)のホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/top.htm (2) 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(道庁12階) (3) 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3階) (4) 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナー (5) 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課</p> <p>4 意見等の提出方法及び提出先 (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(青少年グループ) (2) ファクシミリ 011-232-4820 (3) 電子メール kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp</p>		
参考	<p>1 道民意見提出手続の意見募集要領</p> <p>2 第2次 北海道青少年健全育成基本計画(素案)</p> <p>3 第2次 北海道青少年健全育成基本計画(素案)(概要)</p> <p>4 北海道青少年健全育成条例</p>		
報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様からご意見をいただきたいため、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課(担当者: 林 由美子) TEL ダイヤルイン 011-204-5663 内線 24-165		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年（2019年）11月7日

- 1 計画等の案の名称
第2次 北海道青少年健全育成基本計画（素案）
- 2 参考資料の名称
(1) 第2次 北海道青少年健全育成基本計画（素案）の概要
(2) 北海道青少年健全育成条例
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
(1) 北海道のホームページ（環境生活部くらし安全局道民生活課ホームページへの掲載）
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/top.htm>)
(2) 以下の場所での閲覧及び配付
ア 北海道くらし安全局環境生活部道民生活課（道庁12階）
イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階）
ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報センター
エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
令和元年（2019年）11月26日（火）～令和元年（2019年）12月25日（水）
- 5 意見等の提出方法及び提出先
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部くらし安全局道民生活課（青少年グループ）
（※当日消印有効）
(2) ファクシミリ 011-232-4820
(3) 電子メール kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和2年（2020年）3月上旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載して下さい。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することがあります。
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出して下さい。
(4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
(5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ等により行います。

問い合わせ先

環境生活部くらし安全局道民生活課（青少年グループ）
電話 011-204-5663（直通）